

鴨池公園野球場スポーツトラクタのリース契約に係る入札仕様書

この仕様書は、鴨池公園野球場で使用するスポーツトラクタのリース契約に係る必要な事項を定めたものである。

1 件名

鴨池公園野球場スポーツトラクタのリース契約

2 業務の目的

鴨池公園野球場で使用しているスポーツトラクタの老朽化による使用不能に伴い、代替機器を導入するもの。

3 業務の内容

(1) 機器の導入

(2) 機器のリース（別紙1「仕様内訳書」のとおり）

4 使用場所

鴨池公園野球場（鹿児島市鴨池二丁目27番1号）

5 賃貸借期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで（60月）

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

6 納入期限

令和7年9月30日（火）

7 入札について

リース期間を60月として1月当たりの金額を算定し、1月分のリース料金を見積もることとする。ただし、消費税相当額及び地方消費税相当額は、含まないこととする。

なお、リース料には、設定料、出張料、送料などの導入及び設置に係る経費、部品料、機器の撤去費、リサイクルに係る経費、公租公課、動産総合保険料など、必要な60月の経費を全て見込むこと。

8 契約の締結

(1) リース料

入札により決定したリース料とする。

(2) 契約締結

落札業者（以下「受注者」という。）は、鹿児島市（以下「発注者」という。）から、落札決定通知書を受けた日から5日以内に、発注者との契約書及び契約に必要な書類を提出すること。

(3) 契約保証金

受注者は、鹿児島市契約規則（以下「規則」という。）第25条の規定に基づく契約保証金を納めること。ただし、規則第26条各号のいずれかに該当した時は当該保証金を免除する。

(4) 動産総合保険への加入

規則第59条の規定に基づき、受注者は、契約締結後、自らの負担で、発注者が賃借する機器を対象とする動産総合保険を締結することとし、保険契約締結直後直ちに発注者に当該保険証書を提出すること。

9 機器の導入・設置

(1) 受注者は、落札決定後7日以内に、機器の「納入計画書」を作成し、発注者に提出すること。

(2) 本仕様書に記載が無い場合でも、機器等の正常な動作に必要な部品や設置作業などがある場合は、受注者が適宜付加すること。

(3) 受注者は、機器の据付・調整後速やかに、職員に対して導入研修を実施すること。ただし、発注者がその必要がないと認めたときは行わないことができる。

10 リース料金の支払

(1) 受注者は、発注者に対し、当該月のリース料の請求を翌月10日までに行うものとする。

(2) 発注者は、受注者の請求を正当と認め、これを受領した日から30日以内に当該請求に係る金額を受注者に支払うものとする。

11 その他

(1) 契約内容の遂行に当たっては、関係法令、条例等のほか、市の服務規律、情報セキュリティ的及び環境保全に向けた取組を遵守すること。

(2) この入札は、地方自治法第234条3の規定に基づく長期継続契約に係る入札であり、契約締結日の属する年度以降において、市の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、市は、本契約を変更又は解除することができる。なお、この変更又は解除に伴い損害が生じたときは、市は損害賠償の責めを負うものとする。

(3) 賃貸借物品は、賃貸借期間終了後、その所有権を発注者に無償譲渡することとする。